

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年3月5日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件
議案第15号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)
議案第17号 三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第18号 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第19号 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第20号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第33号 工事請負契約の締結について
議案第34号 過疎地域自立促進計画の変更について
議案第35号 新市まちづくり計画の変更について
- 4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,
藤井憲一郎, 新田真一
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【総務企画部】中村総務企画部長, 東山総務課長, 宮脇企画調整課長, 笹岡秘書広報課長,
河野総務企画部付課長, 加藤職員係長, 山口企画調整担当係長, 宮本情報係長
【財務部】細美財政課長, 秋山財政係長
【地域振興部】中原地域振興部長, 桑田地域振興課長, 田村地域づくり係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○杉原委員長 定刻より少し早いですけれども、おそろいですので総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席、全員出席でございますので、委員会は成立をしております。8名でございます。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 傍聴を許可することといたします。

次に、本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、タブレットに掲載の次第のとおり行います。議案8件について質疑を行った後、一括して討論、採決を行います。円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

最初に、総務企画部が所管する議案の審査を行います。

議案第33号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 おはようございます。それでは、総務企画部が所管をしてございます議案、計4件になりますけれども、まず議案第33号、工事請負契約の締結について御説明をいたします。

本案ですけれども、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次の工事の請負契約を締結することについて市議会の議決を求めるものです。工事名ですけれども、三次市ケーブルテレビ設備改修工事第4期、工事場所は三次市防災センター及び各サブセンターになります。請負金額ですけれども、1億9,580万円となっております。請負者はNEC ネットエスアイ株式会社中国支店となっております。

工事内容でございますけれども、まずケーブルテレビ設備につきましては、老朽化をし、故障の危険性が高い設備を対象といたしまして、これまで過疎地域債を活用して、おおむね年当たり2億円を目途に、5年の計画で順次更新事業を実施しているところでございます。

工事名にも記載しておりますとおり、今回は第4期目に入りまして、防災センター内の地上デジタル放送設備、ネットワーク設備の改修のほか、各サブセンターの無停電電源装置及び空調設備等の改修を実施するものでございます。なお、工事期間は議決の日の翌日から令和2年11月30日としております。

本工事に係る入札の状況でございますけれども、応札は1社となっております。その入札率は99.1%となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 ちょっと聞き漏らしたんですが、入札率は幾らですか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 入札率は99.10%です。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 ちょっと金額的にどがいなんかな。ケーブルテレビですから、いわゆる独占企業という形になりましたね。私、素人で、おまけに貧乏人ですから、この額を見たときには、やっぱりえっほんまかいなと思うんです。どうなんですか。ちょっと教えるだけ教えてください。この金額を算出するその根拠というものはどこにあるんですか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 今現在、先ほど御説明をいたしましたとおり、おおむね過疎債を活用して、年当たり2億円を目途に順次工事をしておりますけれども、工事を施工するに当たっては、その前段といたしまして、老朽度等を踏まえて、各設備の状況を踏まえて調査をした上で実施設計を別途行っております。そうした形、いわゆる業者の設計等を踏まえて別途積算をした上で、いわゆる予定

価格を設定して、その範囲内での入札ということですので、いわゆる必要な公共工事としての手続を踏ませていただいて発注をしておるものでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、どうしてもやっぱりこうした設備系については、当初に整備等をされた業者さんが比較的受注をされるというケースが多いというのは、現実問題としてはあろうかとは思いますが、設計をして、その中身を確認した上で、必要な積算をして、入札を実施しておりますので、適正な価格というふうには考えてございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 これ自体がどうのこうのという議論は、私もすべを持ち合わせてないから余りしたくはないんですけども、しかし、三次における各施設の設備投資、いわゆる言い値状態というか、独占企業だから、設備費なんですよと言われれば、もううんと言わざるを得ないところがあって。それは例えば1つの事案に関して1,000万あるとすれば10個で十分ですから。そういうふうに市民の税金というものは、果たしてそういう状態で使われていいものかどうなのか。そういう視点から見たときに、この額というものはどうお考えでしょうか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 このケーブルテレビですけども、市のほうで負担をして整備している部分は、いわゆるケーブルテレビで再送設備ということが中心になっておりまして、やはり各市民の方で、全域でこの地上デジタル放送がしっかりと受信できるように、情報基盤として基本となる設備の部分ですので、先ほど申しましたとおり、手続としては、別途設計を行った上で、必要な単価での積算をして、入札に付してという手続きをとっての工事発注ですので、いわゆる公共として取り組むべき必要な工事というふうに思っております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 その手続が間違つとるとか、間違っていないと言っておるのではないですよ。恐らく皆さん方のことだから、一分のすきもないぐらいの手続のきちとした整理をして出されておるとは思います。設定上は恐らく問題はないけども、例えばケーブルテレビ、病院の診療機器、またはそれに付随するようなものもいろいろあると思います。前にも何か病院の棚を入れる入れないで大騒ぎしたことがありましたね。あれも業者の言いなりでしたね。

だから、私が言いたいのは、この器具は、これは1,000円しますよ、そうですかで済むのか。算出根拠というものを教えてくださいぐらいのことを迫らないと、下手したら業者単独で回しておるかもわからんですよ。一面、独占企業ですから。だから、そこらのところがうまく執行部としてチェックできておるかどうか、議会としてはそこを一番気にしないといけない。さっき言ったように、大事な市民の皆さんの税金を預かるんですから。

とは言いながら、私自身も何かしよりや、税金の無駄使いも感じながらすることもあります。でもやっぱり、一応組織が公的に使う税金としては、私はいかがなものかと思うんですが、再度そこを御答弁お願いしたいと思います。わかりやすく。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 先ほどちょっとお答えした部分と被るかもわかりませんが、今回の工事

に当たっては、まず前段として、更新が必要な機種、機器とかの調査をケーブルテレビとも協議をしながら行った上で、対象の更新設備を抽出して、それについての更新に係る工事については、別途設計会社といますか、そうした積算をする業者、具体的にいうラックという会社なんですが、これは直接NEC ネットエスアイの提携会社ということでもなく、別途違うそうした専門の事業者による設計を受けて、積算をして、それをまたうちのほうでも中身のチェックをした上で入札に付しての手続ですので、必要な手続をとって出された適切な価格であるというふうには考えてございません。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 この議案第33号に関しては、決まって、もう契約も済んだから、そこまでむちゃは言いません、何せ僕も資料がないからね。言いませんけども、今後はやはりこういう大きな契約をする、1,000万以上かかるような案件に関しては、その工事に対する算出根拠というか、しっかりとした理由づけがないと、例えば我々議員が市民の人に聞かれたときに、何でというような、わかりませんのやこれがいうて言うわけにいかんのですわ。やっぱりこれはこうなると、こういう算出方法でこうなんですよという説明を市民の人にしなきゃいけない立場にあるんですよ、私たちはね。だから、今後はそういう算出根拠というものをしっかりとはいじてもろて、出していただきたい。よろしく。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 繰り返しになりますけども、まずは設備機器の更新について、別途先ほど言いましたラックという会社のほうで積算をしてのいわゆる入札価格というか、公告の価格を設定しておりますので、全部がネットエスアイさんがこれだけが工事の改修に必要ですと、そのための金額は幾らですよという手続でこの工事を発注しているものではございませんので、必要な手続というのは踏んで、適正な価格での入札に付しているということで御理解をいただきたいと思います。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 そういったことが理解できんと言いますよ。会社の積算をもとに値段組みをしていく。だからこれが世間で言う言いなりなんです。これは部長、わしの言いよることを全然わかってないじゃないの。じゃあいろいろ市民に聞かれたときに、そう言うていいんですか。それは会社が決めたことになるんじゃない。

○杉原委員長 会社といっても別の会社なので、要は土木工事の仕様書と一緒にということでしょう。何ページにもわたる、ここにこういう部材を使ってくださいとかいうのを、全く別の会社のはじいて積算しとるような仕様書で、2億円なら2億円の中で入札してくださいというこっちゃけん、仕様書と一緒にすわね。

大森委員。

○大森委員 今言われるように、設計会社が仕様書をつくって1軒の家を建てる、それと同じですよ。それじゃその会社に罪はないのかというたら、そうじゃなくて、三次市が銭を出す以上は、積算根拠、その設計事務所に聞きゃあええことやな。要するに、それをすることによって、むちゃな値段づけをすることに歯どめがかかると私は思うんです。今、1,000円言うたら1,000円そのま

まですから。この額は皆さん妥当だと思いますか。

○杉原委員長 もちろん妥当だと思うとります。だって、土木工事も全てそれで言うたら、部課会とかのこの本とかでも積み重ねて、そこを疑い出したら、もう全ての入札が全て信じられなく。

大森委員。

○大森委員 いや、疑ってかかるのではなくて、多少の物申すことによって、むちゃなことをしないように歯どめがかかると言いよんです。つまようじでほじくってこれはどうか、あれはどうか、そんなことをせえと言ひよるんじゃない。ちょっと教えてください、これはどうなんですか、あれはどうなんですか、ああそうですか、結構です、じゃあそれでいきましょうというのでもいいですわね。そうすると、業者のほうは、まあ言うたら、聞かれたらこれはやばいからちゃんとしてようやという話になるでしょう。

○杉原委員長 笹岡秘書広報課長。

○笹岡秘書広報課長 ケーブルテレビの設備改修なんですけど、たくさんの機器、設備がありまして、それを長い年度のサイクルで、毎年度継続的に改修をしていたのは御承知いただいとおりなんですけれど、その中でケーブルテレビとしては、市の予算が2億円ということで、毎年予算を確保させていただいてるんですけど、その中で、それ以上にやりたい設備のときもあろうかと思うんです。

それを設計の段階で、ケーブルテレビと設計会社と市とで、予算の中におさめるように、設計段階でかなり圧縮をかけている部分もありまして、結果として、設計額が厳しい部分もある関係もあって、工事請負の段階で応札されたときに、結果として応札率が高く出るという傾向もありますので、設計段階で、今言われたような設計額が全部土木のように公表されているものであれば、見ていただければと思うんですけど、専門的な機器の中で、どの機器を使って改修をしていくかというのを設計会社とケーブルテレビとで、三次市の分に一番適合するものを選んでいただいといるという部分もあって、設計額を全部つまびらかに皆さんに御説明するというのは難しいところもあります。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 大森委員のにも関連するんですが、確認ですが、要するに、この入札する前の今の設計書作成は、先ほど説明があった額で依頼をして、積算をしていただいたということです。その中で積算をする資料とすれば、その会社が受けて、いろいろな相見積もりとかいろいろなものをつとた中で、最終的にこれが一番最低価格で多分設定をされて、設計書でこの額になりますということです。市のほうへ納入されて、市のほうとすれば、出てきたものを相見積もりとかいろいろなものをつけて一緒に多分上がってきとるんで、そのものを市のほうとしてチェックをされて、それを入札にかけたという流れでいいということですよ。ですから、市役所なんかでも、通常建築なんかもやりますが、土木は共通係とかいうものがあって、ない場合は当然今のような相見積もりをとって、積算で上げてくるわけですし、建築もそのようなやり方をして、それと変わらないという考え方ですよ、今の説明でいけば。ということでもいいですね。了解しました。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 多分、大森委員からの質問、今、意見が出たのも、何となく僕もわかるのは、これはケーブルテレビが始まって10年以上たったから、機器が古くなって、もう必要だというので始まった5カ年計画だったと思うんですよ。毎年決まって2億円に近い、前後の額で入札がされておると。一体どこをどういうふうに改修したかというのが見えてこんわけですわね。

そうなると、例えば次の年度で5年計画が終わったとして、果たしてそれで完了するものなのかどうなのか。今、笹岡課長が言われたのは、まだ本当はもっとやりたいことがあるんだけどみたいな話もありましたけど、ほんなら5年たって、それをずっと投入し続けた結果、まだ終わってなかった、まだ十分じゃなかったということになってしまったときに、今現状、この4年目になって、どこまでどう進捗状況があって、ケーブルテレビの加入率もそんなに、上がるとかそういうのであればまた理解もしやすいんじゃないかと思うんですけど、そういうところもちょっと見えてこの部分があって、計画性みたいなものはっきりせんというのが多分あると、僕らもまた2億円、当たり前投入されるんだなと思ってしまうので、そういう何か目に見えるものがあれば、5年たったらしっかり完成するんですよみたいなものが見えてくれば、そんなにこういった意見は出てこないんじゃないかなと思うんですけど。

今現在、4年目になるに当たって、進捗状況というか、そういったものは何かしら出せるものがあるんだろうかというのをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 ケーブルテレビの更新事業については、これまでも特に平成25、26年のときに大きな議論があったというふうに承知をしております。26年のときに、一旦手続更新に係る試算を行った際に、今後20年間で約60億円ぐらいの費用がかかるという積算があり、単純計算しますと年当たり3億ということにはなりますけども、財源の問題とか、やはりこのケーブルテレビの位置づけ、いわゆるテレビの放送が来てなく音声告知等での防災情報の点ですとか、地域によっては難視聴対策といった、いわゆる公として今後も担っていかないといけない部分も含めて、当面今は5年間、過疎債を活用して、年2億という形で整備を進めさせていただいております。

ケーブルテレビの役割を踏まえますと、来年度設計をして、その後の5期目の工事を発注した後も、引き続き必要な改修等は行っていく必要があると思っておりますので、またいずれにしても、今後次の、今行っております5期が済んだ後の整備計画については、改めて計画的に協議して、必要な対応というのは検討していく必要があると思っておりますので、その分につきましては、また議会のほうに御協議させていただきながら、説明させていただきたいというふうに思っております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 年間2億から3億あたりの投資をケーブルテレビでしていくということは、もう前市長のときに決定されとることだから、そのことについて言いよるんじゃないんですよ。元市長がいわゆるケーブルテレビを設立するに当たって、東京県民会が、広島県民会が、やれそれどこそこが言うて、大ぼら吹き荒れて、大うその鉢を言うて、市民をだまくらかして、議会をだまくらかしてつくったんです。それでも議会は目をつぶった。何でかいうたら市民のために必要だから。でき

た以上は、年間2億、3億かかるにしても、先ほど言いましたように、これから投資が延々と続いていくけども、言い値でなくて、やはり緊張感を持った予算の拠出、予算の執行というものをお願いしたいと言いよるわけですから、ぜひともそここのところは御理解をいただきたいというふうに思っています。

○杉原委員長　ちなみに、デジタル放送設備とか無停電装置とか組んじょるとか言うちょっとけど、それぞれの値段が出とるわけじゃなくて、もうワンセットの値段しか出んのですか。出とらんですか。出とらんですわね、一式での。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長　設計図書の中では、それぞれのごとに必要な機器、例えば空調設備なら1つ1つの空調設備が幾ら、それに係るいわゆる工事費とかいうのを別途積み上げて、設計書にはなっております。

○杉原委員長　そういうので出せるようなものがあつたら、また参考資料として今後出していただければ、もうちょっとわかりやすいのかなとも思いましたので。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長　ほかにないようでございますので、以上で、議案第33号に対する質疑を終結いたします。秘書広報課の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長　続いて、議案第34号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。なお、資料をタブレットに掲載しておりますので御参照ください。

それでは、執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長　では、議案第34号、過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

本案ですけれども、平成28年3月に策定をいたしました過疎地域自立促進計画に、新たに銅亀市場線(七ツ塚橋)ほか7事業を追加することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

具体的には、過疎地域自立促進計画書第3項第3号の表中、銅亀市場線(七ツ塚橋)を追加いたしまして、同計画書第5項第3号の表中、三次市福祉保健センター改修事業を追加いたします。また、同計画書第7項第3号の表中、(3)集会施設、体育施設の集会施設に、仮称ではございますが、八次こども集会所整備事業、体育施設に東入君水泳プール改修事業、その他に王子公園整備事業を、(5)その他にみらさか学園体験広場等整備事業を追加いたします。また、同計画書第9号、第3号の表中、定住促進住宅改修事業を追加いたしまして、同計画書第10項の第2の次に、自然エネルギーを利用するための施設として、公共施設太陽光発電システム等整備事業を追加するものでございます。

各事業の概要について、少し簡単に御説明をさせていただきます。また、資料提出をしております事業実施箇所図もあわせてごらんをいただければと思います。

まず、銅亀市場線の七ツ塚橋ですけれども、これは老朽化をしております市道銅亀市場線にかかる橋の補修を行うもので、今年度測量設計をし、来年度補修工事を実施する予定でございます。補修工事は令和3年度まで予定をしております。

次に、三次市福祉保健センターの改修事業ですけれども、これは老朽化しております空調設備等の改修を行うもので、令和2年度に設計と改修工事を予定しております。

次に、（仮称）八次こども集会所という事業ですけれども、こちらは八次地区、今、各地域に分散しておりますけれども、この放課後児童クラブを集約いたしまして、児童の安全確保や利便性の向上、安定的な受け入れ確保等を図るために、移転後の八次コミュニティセンターを改修いたしまして、こども集会所を整備するものでございます。来年度設計をいたしまして、整備工事につきましては令和3年度を予定しております。

次に、東入君水泳プール改修事業ですけれども、こちらは老朽化しております水泳プールの防水シートやろ過機等の改修を行うもので、来年度設計と改修工事を行う予定としております。

次に、王子公園整備事業ですけれども、畠敷町に地域住民の交流やいこいの場として公園を整備しようとするもので、来年度は測量設計を予定しております。工事につきましては、令和3年度の予定となっております。

次に、みらさか学園体験広場等整備事業ですけれども、これはみらさか学園の隣地に児童の体験活動や学習内容の充実を図るための体験広場を整備しようとするもので、今年度設計をいたしまして、来年度整備工事を行うように予定をしております。

次に、定住促進住宅の改修事業ですけれども、これは寺戸の定住促進住宅の屋上防水設備の改修を行うものであるもので、今年度設計をいたしまして、来年度改修工事を実施する予定としております。

最後に、公共施設太陽光発電システム等整備事業ですけれども、これは地域防災拠点施設へ太陽光発電システムとその蓄電池を設置しようとするもので、具体的な設置箇所ですけれども、コミュニティセンター5カ所、内訳は青河、神杉、川地、川西、田幸の5カ所となっております。その他いたしまして、甲奴健康づくりセンターと布野の生涯学習センターの2カ所に整備をするようにしております。今年度設計をいたしまして、来年度整備工事を実施する予定としております。

過疎地域自立促進計画については以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案第34号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 ちょっとつまらんことなんですが、東入君の水泳プールというのは、できてからどれぐらいの年数がたつとるかわかりますか。

○中村総務企画部長 建設年度は昭和45年となっておりますので、約52年経過しております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第34号に対する質疑を終結いたしま

す。企画調整課の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 続いて、議案第15号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)を議題といたします。

これに関しては、タブレットのフォルダのほうに監査委員のほうから1枚、これに関して異議なしという旨の回答を三次市の監査委員からもいただいておりますということを御確認いただいて、それでは執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、続きまして、議案第15号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)でございます。

本案ですけれども、平成29年に地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、条例において最小の限度額を定めて、損害賠償責任の一部を免責できることとされ、この自治法改正が令和2年4月1日に施行されることに伴い、条例を制定しようとするものでございます。

その内容ですけれども、市長等の損害賠償責任について、その職員の行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合に、賠償の限度額を基準給与年額、これは損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度に支給される給与年額となりますが、この額を市長等の服務に応じて定める、かつ、例えば市長であれば6を乗じた金額とし、それを超える額を免責するものでございます。なお、この賠償の限度額につきましては、政令で定める基準を参酌して条例を定めることとされておりまして、今回条例で定めようとする数はこの政令で定められた基準どおりとしております。

本条例の施行期日は令和2年4月1日とさせていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言をお願いします。

大森委員。

○大森委員 市長の損害賠償というものは、どの範囲内でのことを指すのか、また一部免責というのはどこからどこまでを指すのか教えてください。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 まず、市長の損害賠償ということであれば、例えば地方公共団体が何かの契約とかをした際に、それが不当な契約であるとして例えば住民訴訟等で訴えられて、そうした行為が地方公共団体に損害を与えたとして、その損害に対して長の責任を求めるといったような訴えが幾つかの自治体でも起こされております。

そうした場合に、今回の地方自治法の改正趣旨から言いますと、場合によってはかなり多額な賠償が提起されて、それに伴って、例えば各首長さん等が施策を実施するのに萎縮したりするケースも想定されるといったことや、もう一つは国家賠償法のほうが一定の限度額を設けていることとの均衡を図る必要があるのではないかというようなことが議論をされまして、今回の自治法の改正に結びついていったことがございます。

免責の範囲につきましては、先ほど申しましたとおり、給与年額に掛ける、市長であれば6倍なんです、例えば1億円の訴訟を起こされて、1億円の責任があるとされた場合に、市長の給与を年額1,000万としますと、それを6倍した6,000万までは損害賠償の責任があるけども、4,000万については免責をしようというものでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 仮にそうとすると、60%で6,000か。

○中村総務企画部長 1,000万の6倍までを負担して、それを超えた額については免責を。

○杉原委員長 60%というより給料の6倍、監査委員だったら4倍まで。

大森委員。

○大森委員 ということは、これも同じく、その根拠はしっかりと紙面に契約すると出るんじゃないし、知ってもらい必要があるな。そうじゃなきゃ、全国各地でいろんなことが起きてると、そんなときに何でやということになるからね。とりあえずこれを決めるんなら決めるように、しっかりと市民に啓発をしてもらいたい。

ただ、1点わからないのは、市長の失策によって生じた損害額なのか、要するに見通しが甘かったり、そういう市長責任をどこまで見積もるかというのがわからないんです。元市長は湯水のごとく、自分の財布と財政のお金を勘違いしとるんじゃないかというぐらい傍若無人な使い方をして、一時実公債費率が22%まで行きました。これは夕張に次ぐ数値を示したわけですね。これをどう見るかですね。今それがいい悪いじゃない、これをどう見るかといったときに、これは失策なのか、もちろんやろうと思ってやったんじゃないとは思いますが、でも結果としてそうなるということは、それは読みが甘かった、さまざまな要因がそこへ重なって、何て言うんですか、直轄一步手前まで、夕張状態まで行ったわけですからね。そこらをどう見るんですか、これに当てはめると。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 先ほど説明の中で少し触れさせていただいたんですけども、今回の免責の対象となるのが、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときはというふうに定められております。一般的には、善意でかつ重大な過失がないときはというのは、故意でやった場合以外はという形になっておりますので、どれが失策かというのはなかなか判断が難しいところではあるかと思いますが、そのときどきの当然に執行部の中でその施策をやるときには、その必要性や効果とかを踏まえて議論した上で、例えば予算執行を伴うものは当然に議会にも御説明をさせていただいて、御議決いただいた上で執行するもので、各段階、段階でのいろんなチェックもあつての執行ではありますので、後はそれに対して、今度、多分住民訴訟というような形で訴えられた場合には、司法としての判断を受けての対応になるかと思っておりますので、個別のケースに応じて、その判断は変わってくるかと思っておりますが、基本的には、先ほど申しましたとおり、善意でかつ重大な過失がないときという基準となっております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 要するに、ひどく難しいものは司法なんか委ねるしかないということですね。それは確かにそのとおりですね。あのときは金を積んでどうのこうの大嘘を言うて、市民をまどわか

し、議会をだましてやったわけじゃけえ、これは私に言わせると故意だと思っんです。ただ、部長が言われたように、それこそ公的な機関として裁判所が、そこをそういうふう判断するならばそうやし、いやいやこれは過失でしょうと言ええそうなんだろうけど。

いずれにしても、これがあることによって、市長職にある者がぼーっとしとっちゃいけんということですよ。間違えても、ちょっと銭払うときゃええわじゃないんじゃけん。市民の大事な税金を失ってしまったという恥と、そういう常識と、そういうものを持つように周りで仕事せにゃいけんわな、おたくらが。恥ずかしゅうないですか。まあそういうことなら一応私のほうはオーケーです。

○杉原委員長 ほかに質疑は。

山村委員。

○山村委員 ちょっと教えていただきたいのが、例えば今までも例がありましたけれども、市長の支給されるべき額を条例で変えたということがありましたね。そういうときには、算出の対象となるのは、支給されるべきという言葉があるから、それは省令でさびっても、本来はこっち、されるべき額はこうなんですよということで、多いほうの額になるんでしょうか。そこのところをお伺いしたいんですが。

○杉原委員長 河野総務企画部付課長。

○河野総務企画部付課長 臨時特例で、例えば70万円を50万円に読みかえて、そのときだけ行うのであれば70万円のほうが適用になります。ただし、本則自体を変えて、今度からずっと50万円じゃという場合には50万円になりますけど、山村委員のおっしゃるように、そのときの3カ月とかいうのであれば、本則の上側となります。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第15号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第17号、三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、続きまして、議案第17号、三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)です。

本案は、会計年度任用職員に係る国からの通知に基づきまして、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓については、任用の形態や手続がさまざまであることに鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、任命権者が条例で定めることが可能と示されたことによりまして、三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は令和2年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

新田委員。

○新田委員 宣誓を一括してやらずに別段の定めにするという、別段というのは何をどう定めるんですか。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 現在の分の宣誓に関する条例では、新たに職員となった者は、任命権者または上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないという条項がありますが、来年度から会計年度任用職員を導入するに当たりまして、正規職員よりはるかに多い人数が会計年度任用職員についてはあるわけですが、会計年度任用職員は、御存じのように年度ごとの任用になりますので、理論上は毎年同じように規定で言うところのように面前で署名してもらうということになりますと、なかなか事務上煩雑ということがございまして、例えば、2行目で言いますと、来年度任用された方が再来年度も任用された場合は、その来年度任用されたときにされた宣誓書をもって、そのサービスの宣誓をしたとみなすように運用したりですとか、基本的に面前で署名ということがあるんですけども、ここも面前というところを行わずに、署名していただいて、提出していただくというような運用の変更ができるということでございます。

まだ実際の運用は現在検討しているところでございます。先ほど申しましたように、簡略化できるということでございますが、当然、今度から一般職の職員となられるわけですので、その服務規定においては、毎年度認識していただく必要があるのはもちろんのことですので、現在こういった宣誓書の提出をしていただくかというところは検討しているところでございます。条例上はこれを定めることによって、先ほどの面前で署名して提出しなければならないというところを簡略化することができるということでございます。

○杉原委員長 河野総務企画部付課長。

○河野総務企画部付課長 補足説明させていただきます。

公務員の任用行為は、ちょっと民間労働法と違いまして、任期の定めのある任用の場合、その任期の最後の日をもって当然にその身分を失うもので、次の任用はたまたま同じ人だけで、別個な任用になってしまうもので、するしないは別として、だから1回ごとに宣誓をしないといけなくなるんですよ。それを1回していただいたら、それは運用上、するかしらないかは別として、1回してもらったら、去年してもろうとるけ、まあいいやというふうにもできると、集まってもらって、4月1日なら4月1日からすぐやってもらわないといけない職場が、外部にある人まで集まってもらうのがいかなものかということで、最終的に人事サイドがどう決めるかわかりませんが、法務サイドで申しましたら、できる規定を入れるということでございます。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 合理的な手段だと思います。ただ、ちなみに、会計年度、初年度スタートだから、今年全員するということになるんですよ。それは募集要項を見ると多岐にわたって多種のと書いてますけど、総勢何人になるんですか。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 現在、各所管において募集をして選考を行っているんだそうですけれども、全体的に100から300、ちょっと幅が多いんですけども、というところでございます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、議案第17号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第18号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第18号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)です。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に係る条文の整理を行うために、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもので、具体には条項の整備を行うものとなっております。

本条例の施行期日は公布の日からとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案第18号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

新田委員。

○新田委員 これは例の教育調整額の条項を削除してずれるというための条項整理になるんですね。だったら、懸案となっている時間外を認めるという、市費教諭の時間外を支給する、調整額をとって時間外を支給するという、この支給の時間外というのはどう決着したのかをお聞きしたいんですけども。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 教職調整額については、国の通知で、会計年度任用職員については時間外を支給するということでありまして、12月のときに条例改正をさせていただきました。学校でどうしても時間外勤務をしていただかないといけないというときに、命令をして、それに対して時間外勤務を支給するものでございます。いろいろ懸念されていたかとは思いますが、サービス残業がそこで生じないかとか、一方で、県費の方が教職助成額でされてるのに対して、時間外が多額になるとかいった懸念を持たれていたかと思えますけれども、今想定している働き方においては、会計年度任用職員の市費教員の方等については、そういった長時間の時間外というのは想定はしておりませんので、必要な範囲で命令をして、時間外手当を支給するというような働き方で整理させていただいております。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 長時間を想定していないというのは、もしかして小学校の教諭職は今回募集されてない。中学校は、でも募集されてましたよね。違うんですか。中学校は常勤講師までになってる。そういうことで長時間を想定しないんですか。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 募集体系というよりは、定められた時間を超えての勤務時間を、会計年度任用職員の働き方として、定められた時間を超えて働くということを余り想定していないということでございます。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 働く者と雇う側がちゃんと契約を交わして、何時から何時まで働くというのは世の普通のルールなんです。でも、やむを得ず時間外もある、残業を命じるということもある。でも、教育調整額そのものは、残業は生じるけどそれがはかり知れない、判断が難しい、だけどあるのは実態だから認めようという趣旨でつけられて、それがあから残業はだめですよといっても、さらにやむを得んのうとここに限定項目という時間外が決められているという、ルールの中でできたもので、どこの仕事もそうでしょうけど、それは冒頭、時間外に対しては命令を行う、当然根拠としてはそれが無いといけない。

学校現場だったら直属の上司は校長だから、これは残ってやってくれよということになるんでしょうけども、なるという現実はなくなる。その中で、後のパートも出てますけども、時間外の予算は組まれますよね。時間外の、パート職員のほうの、この間いろいろ複雑な計算式で何ぼになるかようわからんようになったんですが、それによって、一般職であろうと調整額を取っ払った会計年度任用職員ですから、時間外の予算というものは当然組まれるんだろうと、あんな計算式も出てきて。じゃあ、その時間外を組まれる根拠はどうなるのか、時間外は想定しないと言われても。ということになるとどうなるんですか。さらにどれぐらいを予算として組まれるんですか、フルタイムの場合。一般職を含めてでも結構ですから。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 細かい数字はあれですけども、職員と同じように時間外の給与予算は組んでおります。委員がおっしゃられたように、いろんな職場で時間外が発生しているのは事実なんですけれども、会計年度任用職員のただいま問題とされている市費教員の方についての長時間労働は想定していないということで、当然発生したら時間外の支給は出しますし、そこで予算が不足するようであれば、これは職員と同じ予算になるんですけども、補正を行って支給させていただくということになります。

○杉原委員長 新田委員、ちなみに議案と余りかけ離れて、予算は予算委員会でまた聞いていただければと思います。詳しいところは教育委員会とこの任用職員の働き方で。

○新田委員 全体にかかわる課題だと思います。あとは予算委員会で聞きます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようですので、以上で議案第18号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第19号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 引き続きまして、議案第19号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

本案は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬や期末手当の支給等に関しまして、条文の整理及び追加を行い、適切な支給を図るため、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その主な内容は、報酬に係る端数処理の取り扱い、勤務の振りかえに係る時間外勤務報酬の取り扱い、死亡退職時の報酬の取り扱いなど、適切に報酬等を支給できるように必要な規定を整備するものでございます。

なお、開会のときに新家議員から御質問いただいて、少し一律に答弁できなかつたんですけど、第2条については、時間外の単価を出すに当たって、基本的に計算式としては、分子が年間総報酬額となっております。それを年間の総時間数で割るんですけども、その年間の時間数の中に、いわゆる祝日、勤務を要しない日の時間も含まれておりますので、それを控除するために21という数字が出てきておまして、この21というのが恐らく月の勤務日数と勘違いをされると、1月分だけ引くように見えるので、ちょっと誤解を生じたのかと思うんですけども、21というのは年末年始の6日と年間の祝日15日、これを足した21の勤務を要しない日に係る勤務時間を控除する計算式が含まれておまして、それを年間の総勤務時間から祝日等に相当する時間を引いて分母とするという計算式となっております。

本条例の施行期日は公布の日からとしております。

説明については以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 議案第19号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 算式については僕も後で聞いてわかりました。結局、最終的に今と比べて、このパートで働いている方というのは、金額的によくなるのか悪くなるのかというのだけ教えてください。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 今回、条文改正ということで提出させていただいておまして、先ほど御説明させていただきました時間外の計算の条文について書かせていただいているんですけども、前回は参照する形になっておりました職員の給与条例のほうに同様のことがうたってありまして、そちらの条項を参照するようになっていたんですけども、今回内容的には、その給与条例を参照していた先の文章をそのままパートタイムの会計年度任用職員の条例のほうに持ち出した形になっておまして、計算式としては改正前と変わっておりません。

ただ、今回システムの関係もございまして、端数処理を1円未満に変更しておまして、前が10円未満のところがありましたので、ここが細かくなってる分、多少端数が前の計算式よりは上がる可能性がございます、細かなところで。持ち出した理由なんですけれども、給与条例でしたら給料表をもとにその時間外単価を計算するという条文に決まっていたんですけども、パートタイム会計年度任用職員の場合は、別に給料表ではなくて条項で定めるという方もいらっしゃいますの

で、それを計算できるように条文を持ち出したものでございます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

大森委員。

○大森委員 改正前と変わらないなら、変える意味がようわからんのだが、文言のことで変えるのかどうなのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 12月の条例の状態でしたら、時間外の計算というのは給料表というところになってしまいうんですけども、パートタイムの、フルタイムもそうなんですけど、会計年度任用職員で給料表外で賃金を別に定める人がいらっしやいまして、その賃金に基づいて時間外単価を計算するように条文を変えさせていただいたということでございます。今お話させていただいた以外の条文につきましては、細かな話なんですけれども、実質的には、内容的には、意味はこれまでと一緒なんですけど、条項の字句とかの修正というところがほとんどでございます。ちょっとわかりにくいですが。

(「ようわからん」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 私が給料表を使う会計年度任用職員だとすると、これの時間外単価の計算をすることはこれまでの条例で書いてあったんですけど、月額幾らという給料表に載っていない人の時間外単価を計算するという規定がこれまでの条例だとできなかったもので、新たに給料表外の賃金の方も時間外単価が計算できるように、条文案を整理させていただいたところなんですけれど。

○杉原委員長 一番最後の一文でなっとんということで、一番最後のところとは違うんですか。この勤務形態等からして困難であるとして任命権者が特にパートタイム技能者に対する勤務条件等については別途規則で定めるところから来るものなんですか。

○東山総務課長 それとは違います。

○杉原委員長 これとは違ってるんですね。

大森委員。

○大森委員 要するに、誰かを呼ばにゃあええということじゃ。

○杉原委員長 この最後のところはじゃあどういう意味なんですか。附則の、この条例によることが困難な職員に対する措置。これはどういうケースなんですか。

東山総務課長。

○東山総務課長 ここの条例で定めた部分以外で難しい部分というところなんですけれども、今回、会計年度任用職員になられる方で、診療所の医師の方とかがいらっしやいます。その方につきましては、ちょっと特殊な勤務形態であったり、9月に提出させていただきました給料表があるんですけども、行政職、医療職の募集で。あの中に当てはまらない方でございます。その方等の勤務条件については、別に規則で定めることができるということを条文で追加させていただいたものでございます。

○杉原委員長 さっき言いよっちゃった給料表に当てはまらん職員さんというのは、例えばどうい

う職員さんになっているんですか。今回のこの条例第19号で、さっき給料表に当てはまらん人のために残業代がはじけるようになったと言った、どういう職種の人が給料表にはまらんような人なんですか。例えば。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 今回、会計年度任用職員制度をつくるに当たりまして、基本的には条例で定めた給料表に割り当てるとというのが原則になるんですけれども、先ほどお話をさせていただきました医師さんですとか、あと特殊な資格を持たれた方、1級建築士ですとか、建築確認の関係の資格を持たれた方、あと医療職の関係で給料表に当てはまらない方がそういった対象になります。基本的に、今回の制度の移行に当たりまして、現給保障ということで行っております。そうしますと、現給保障するとどうしても給料表に当てはまらない方がいらっしやいまして、そういった方に対してこの条文を適用するものでございます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、議案第19号に対する質疑を終結いたします。総務企画部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、地域振興部が所管する議案についての審査を始めていきたいと思いません。

最初に、議案第20号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。なお資料をタブレットに掲載しておりますので、参照しながら審査をお願いいたします。

執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第20号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明させていただきます。

本案は、地域集会所のうち10施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、別表中、中央集会所、門田下集会所、大津コミュニティセンター、下郷コミュニティ集会所、下矢井右谷コミュニティ集会所、海田原本郷コミュニティ集会所、十王堂集会所、皆瀬集会所、大仙集会所及び新開集会所の10施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。このことによりまして、地域集会所の数は現在21施設から11施設となります。なお、このうち大仙集会所につきましては、地元から今後施設は必要としない旨の申し出がありまして、その他の9施設については地元からの譲渡の要望が出されております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案第20号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 これは現行から改正案に向けて、ほとんど全部地元管理ということになるわけですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 地元譲渡です。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 ということになると、どれをとっても20もの、田舎のじいちゃんばあちゃんが集まる集会所がほとんどなんですね。この中で現金出すいうたら、大津が若干あるかな。そういうところで、十王堂なんかもそうだよ。ほとんど高齢者が維持管理をしていくということになるんだけど、それで果たしてそれが賄えるかどうかという調査というのはしとるんですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 地元へ譲渡させていただくに当たっては、十分に地元の皆さんとは話をさせていただき中で進めてはきているところです。その中で必要な修繕等についても話を聞かせていただき中でさせていただき、協議が整って、このたび譲渡させていただきということになっております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 それは確かにトイレを水洗にするとか、高齢者だったら台所も若干下げるところもありますね。腰が曲がってるから届かんのじゃけん。そういう思いやりをして譲渡をする。それは大変に結構じゃし、やらないきゃいけないことなんです。ただ、私なんか心配するのは、市内各所いろいろあるんじゃけど、水道料金が払えない、電気代が払えない、要するに年金暮らしだから、月々それを持って集まらないけんわけです。そうすると、それができないがために集会所というのが維持管理できなくなる。

これ、ちょっとおばあちゃん草むしってやという部分ならオーケーなんや。へたり込んで草を手慣れたところでやる。息子か娘にお願いをして、月々1,000円ずつでも持って集まるみたいな状態のところはほとんどだろうと思うんです。そこらのところを調査した上で、こういうことに踏み切って。今、うちの集会所だってそうですよ。集会所の電気代やら、持って集まるんじゃけどね。前をお願いした雨どいを直すのに70万かかる。そうしたら、2分の1補助をもらっても直せない。ということになると、そのままなるやなしになるしかない。いつか潰れるだろうみたいな。せっかく建てたものがそれじゃけんわけね。そこらの考えがどうなのか、私、三良坂にも行って話をしたことがあるが、そんなしっかり話し込んでいとは思えない。そこらはどういうふうにお感じですか。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 市のほうで一方向的にその譲渡を当然押しつけるといったものではありませんので、先ほど言いましたように、事前に受けていただけるかどうかというところで話はさせていただきながら進めさせていただいておりますし、譲渡後に必要な水洗トイレについては、先ほども委

員言われましたように、集会所の運営等のお話をいただきながら対応をしていただいているといった状況です。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 受けていただけるかどうか、地元で決定してもらおう。うちのときでそうじゃけど、もう周りは皆地域移管して、おたくだけですよという説得の仕方なんやね。これって脅迫でしょう。見てくれ、周りは年寄ばかりで、あのときに若いいうて六十八、九だったのはわしともう一人おったぐらいじゃけん。何かあったときには、それはあんたら頑張ってくれという話になるんだけど、やりようがつかん。そのやりようのつかんのを三次市全体で何でもかんでも手放して、行政から手が離れればそれでいいやという考え方は、これは絶対間違うとるよ。

今の状況の中で、例えば作木の伊賀和志、大山、いろいろとそこで難渋しよる人がいっぱいおる。でも、そこを一生懸命年寄りが頑張っていきよるんだから、手助けをするならええが、今度きれいにするけん、あんたら自分で世話しなさい、1年は世話してあげる、2年目はもう無理だったみたいな話がようけある。ちょっと三次市の行政は冷た過ぎるな。議論じゃないけど、法を曲げろとは言わないし、ルールを曲げろとも言わない。だけど、コーヒーの一杯、砂糖を入れるのもちょっと手が震えて、お湯を入れたいこともあるんじゃけん。それが面倒を見るという。もう切って投げて捨てればいい、その考え方が私はそぐわないと思う。見てみんさい、地元移管したところ、皆つぶれていきよる。そこらに対する考え方を教えてください。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 集会所の譲渡というのは、基本的には、三次市としては公共施設等総合整備計画に基づいてという大きな方針はある中ではありますが、実際に地域振興部のほうで所管をしている集会所をどうしていくかというときには、そこは一方的な話ではなく、周到に地元と話をさせていただきながら進めているというのは、繰り返しになりますが、そういうふうな対応をしております。

それと集会所の管理につきましては、現在、地域のほうでは地元として使っていて、維持管理をしていただいているという状況ではあります。なので、実際譲渡を受けていただいた後も、その状況はわかっているところではあります。建物については譲渡ということにはなりません。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 いずれにしても、既存の集会所がだんだんだんだん使えなくなって、今、個人の家で集まりよる集落が非常に多くなってる。この現実を見ないけんわな。そこへ集会所があるのに、何で個人の家。使いづらいからでしょう。使うとしても、電気が切ってあったり、水道が切ってあったりしとるわけでしょう。収入がないんやけん、年寄ばかりで、年金の中からちょびちょび出すという。こういうところをつぶさにこれから調べていただいて、やっぱり抜本的な改革というものを、市民のためにやな。

時代はもう少子高齢化を通り過ぎて、限界集落を通り過ぎて、三次市は人がおらんようになるんじゃないかいうてうわさされるぐらい厳しくなるとるんじゃけん。それにあったような施策をしていかないかん。それは大盤振る舞いで銭を使えとか、あそこを直せ、ここを直せと言うとんじやな

い。わかりますか。それで、河内のほうの集会所でも、あそこがめげた、ここがめげた、直しようがないけん、そのままにしとる。そう考えれば、10万でも20万でもぼんと出して直すべいうて。何せ貧乏ですけの。ちょっと考えてくださいという私の思いです。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ちょっと1件、先ほど説明があったのかわからんですが、大仙は保留になつとるということですが、これは地元譲渡でないというふうに言われたと思うんですが、これはどういう経緯があるか教えていただければ。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 現在、集会所の近くに市営住宅がありまして、そこの方が使っておられる集会所になるんですが、ほとんど集会所としては使われていなく、物が置いてあるというような状況ですので、特に集会所としての譲渡を受ける必要はないと地元の方が言われてまして。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ということは、集会所で以前は使われよって、今現在はそういう利用はなくなったということで、今は倉庫がわりになってるので、地元としては集会所としては使わないので要らないという。今後、この施設は倉庫がわりにずっと市のほうで守りをされるのか、どのように考えておられるのか、わかれば。

○杉原委員長 中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 うちのほうでも活用策がないということになれば、解体ということになります。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、議案第20号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第35号、新市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 それでは、続いて議案第35号、新市まちづくり計画の変更について御説明さしあげます。

本案は、新市まちづくり計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第5条第5の規定に基づき市議会の議決を求めようとするものであります。

新市まちづくり計画は、当初の計画期間を平成16年度から平成26年度の11年間として策定をしていたものです。平成26年度の計画期間終了に当たり、未着手事業について訂正するとともに、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を発行することができる期間が5年間延長されたことに伴い、計画期間も5年間延長し、平成16年度から平成31年度までの期間としました。このたび平成30年度に再度法律が一部改正され、合併特例債を発行することができる期間がさらに5年間延長されましたので、引き続き合併特例債の有効活用を図るために、計画期間を令和6年度まで5年間延長しようとするも

のです。

新市まちづくり計画の変更する内容につきましては、1ページ、(3)計画の期間の1行目を「平成16年度から令和6年度までの21カ年とします」に改めるものです。また、76ページから80ページまでの財政計画について、平成16年度から平成30年度を決算額に置きかえ、令和元年度は予算額、令和2年度以降は記載している内容に基づき作成したものであります。

なお、合併特例債につきましては、借入限度額約300億円のうち、残りの借入可能額は約14億円となっています。今後の5年間の事業実施に当たり、起債が必要な事業については、適債性や過疎債などの他の有利な起債の活用などを考慮しながら、有効に活用していく予定です。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 議案第35号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

藤井委員。

○藤井委員 この表の一番最後の80ページの横長の表なんですけれども、財政調整基金残高が25年までですけど、これから財政が厳しくなって、年間何十億じゃったかな、25億何ぼだっけ、基金を崩していかないけんというようなあれだったと思うんですけど、財政調整基金、とにかく基金でこれ以外にどういった項目の基金が、ほかにもあると思うんですけど、減っていくのかというのを教えていただけないでしょうか。

○杉原委員長 細美財政課長。

○細美財政課長 委員御指摘の基金でございますけども、そのほかにも財政調整基金のほかにもいろいろございますけれども、例えば令和2年度の予算で想定しておるものを少し御紹介させていただければと思います。

例えば、財政調整基金のほか、一番最近よく使っておりますのが過疎地域自立促進基金と申しまして、過疎債を財源に積み立てておりますものでございます。現在ですと、年間約3億円ほどの枠がございまして、これを積み立て、もしくは積み立てたものを取り崩すという形で使っております。それが令和2年度ですと約5億円程度、今充当するように考えております。

そのほか、今回初めて取り崩しをさせていただきます地域振興基金、こちらのほうはちょうどこのまちづくり計画に定めて、16年度に38億円の借り入れを行い、2億円の一般財源を足しまして、40億円の基金を造成したものでございます。こちらのほうを令和2年度の当初予算では3億3,000万円ほど取り崩しを考えておるといようなところが大きなところでございましょうか。あと財政調整基金を5億円ということで、その他もろもろ合わせまして、令和2年度予算で約15億円の基金繰入をさせていただいて、新年度予算を編成しておるといような状況になってございます。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第35号に対する質疑を終結いたします。地域振興部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 全ての議案の質疑が終了しましたので、議案ごとに討論、採決を行ってまいります。

討論の前に、先ほど審議中も申し上げましたけれども、議案第15号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)について、本条例(案)について、地方自治法等の一部を改正する法律に基づき監査委員の意見を求めたところ、タブレットの資料のとおり、異議ありませんと回答いただいたことを報告させていただきます。

これから討論と採決を一遍に行いまして、意見集約については、最後一括して御意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議案第15号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第17号、三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第18号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第19号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第20号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

大森委員。

○大森委員 ちょっと文面的にはわからないんですが、譲渡移管することによって地域の集会所が没落することのないように、担当課としては気をつけてほしい。

○杉原委員長 意見を付してほしいということですか。

○大森委員 お願いしたいんですが。

○杉原委員長 わかりました。反対という討論じゃないと。

○大森委員 反対じゃない。

○杉原委員長 わかりました。了解します。

ほかに討論はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第33号、工事請負契約の締結について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第34号、過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

議案第35号、新市まちづくり計画の変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で討論と採決を終わりました。委員長報告に記載したほうがよい意見、要望を聞き取ってきたいと思います。

まず、大森委員、議案第33号に対する意見を。

○大森委員 1つ上から行くと、20号、集会所。

○杉原委員長 報告は先ほど承りました。

○大森委員 わかっとるんならええ。譲渡移管することによって地元のあれが荒廃というか、退廃というか、もうクモの巣が張っとるけんね。

○杉原委員長 建物の退廃ですね。

○大森委員 はい。気品の高い委員長にお任せします。

33号については、これに限らず全部そうなんじゃけど、今ものすごい批判が出よりまんねん。実際のところ、土建会社の人とか、いろんなところから出るのは、何や三次市、何で皆予算通しよるじゃないかというのが、すぐによ。

○杉原委員長 議会がですか。

○大森委員 いや、議会というか、三次市という言い方。市という。私は議会における者として、いや申しわけありませんと頭下げるけど、ようよう考えてみりゃ、結局のところ独占企業じゃけ、言いなりになってしまう。その一面はわからんでもないけど、やっぱり緊張感のある予算執行を、その予算に対する積算根拠も含めて明らかにするというか、予算執行を緊張感を持ってやってほしいという意見をつけて賛成です。

○杉原委員長 何を明らかにすると言うちよったかな。積算根拠ですね。

○大森委員 そうそう。等も含めてね。

○杉原委員長 積算根拠等も含めて、開示も含めて。緊張感のある予算の執行を望むと。積算根拠等の開示も含めてですね。

ほかに御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、この後は、本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で議案審査は終結をいたしました。

その他の項ですけど、皆さん、何かございましたら御意見を頂戴したいと思いますが。

○大森委員 給料が25年構うてないのはいかがなものか。

○杉原委員長 それにつきましては、亀井議員と執行部のほうで。

それでは、次の次第の3番、予算決算常任委員会の総務分科会についてですけれども、本日協議していただきたいのは、分科会審査の重点項目の選定についてであります。タブレットのほうの予算決算常任委員会のフォルダを開いてください。予算決算常任委員会の濃い目の青のフォルダの令和2年3月定例会、総務分科会というところへ入っていただきますと、皆様から御要望があった提案が一番左の令和2年3月5日、重点項目提案というものを開いていただければと思うんですけれども、岡田委員から3件、山村委員から6件、藤井委員から2件、新田委員から4件の提案がここへ上がるとおりに出るとるんですけれども、全てで今16事業ということになつとるんですけれども、ちょっと読みましょうか。

81番、生活交通確保対策事業、91番、災害用備蓄品整備事業、それから観光プロモーション事業といたしまして、そこにぶら下がっておるものが観光プロモーション、県内民放テレビ番組制作放映業務、観光キャンペーン実行委員会補助金、インバウンド誘致事業、それから117番、乗りんさい芸備線実行委員会負担金、続いて122番、定住対策推進事業としてぶら下がっておるものが、定住対策推進事業と定住対策発信事業、そして140番の三次版スマートシティ構想推進事業、ぶら下がっておるものがICT利活用推進事業、スマートシティ構想策定事業、業務システム共同利用化調査研究事業、そして149番、地籍調査事業、166番、広報戦略推進事業、それから169番、集落支援員事業、それから、新田委員から、概要とは別、附属予算書のほうから会計年度任用職員制度というところでのテーマが上がつとるんですけれども、この16事業を全てやるか、絞り込むかというところをまず決めていただきたいと思うんですけれども、予算決算常任委員会の中でも、この項目を聞くことはできますので、ちょっと16項目というのは多いかなというふうに思つとるんですけれども、あの場で聞いて済みそうなところは済ませていただければと思います。いかがでしょうか。

分科会でやるというのは、もっと深く、細かく追及したいというようなところで絞っていただければと思うんですけれども、いかがでございましょうか。提案していただいた中で、もしこれはもうここで聞くわというような番号があれば、言っていただければと思うんですけれども。

○岡田委員 91番の災害用の備蓄品については、これは今回取り下げます。

○杉原委員長 ほかに。

○山村委員 私も、117番。

○杉原委員長 御協力をいただいて。16いうてもぶら下がっておるものもあるので、この大枠で言うと、あとは大枠ですか。

○山村委員 あと166も取り下げます。

○杉原委員長 それでは予算決算の中で聞いてみてください。

○新田委員 会計年度全般、委員会で問います。

○杉原委員長 ここじゃのうて。会計年度も一旦消します。

○岡田委員 そうすると、149番の地籍調査も聞いたほうがいいんじゃないの、ここで。

○杉原委員長 予算決算のほうで。それでは、81番の生活交通確保対策と、大枠でいきますよ、観

光プロモーション事業と定住対策推進事業とスマートシティ構想推進事業と集落支援員事業というところで、5つの項目ということで行かせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、その5つでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この旨は、予算決算委員会のほうへ報告させていただきますので、よろしく願いいたします。ほかによろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 分科会の子細には、上げていただいた方、特にいろいろ詰めて、いろんな質問の準備を特にして、皆でしていただくようお願いをいたします。

それでは、以上で予算決算常任委員会の総務分科会の重点項目の選定について終了いたしまして、本日の総務常任委員会を終結とさせていただきます。

なお、明日は総務常任委員会は休会とさせていただきますので、よろしく願いいたします。御協力ありがとうございました。

午前11時55分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月5日

総務常任委員会

委員長 杉原利明